



## 記

事 項	土 地 改 良 区 の 主 張	転 用 者 側 の 主 張
1. 土地改良施設の利用を害さないための工事施工	施設の利用に支障があると認められる場合は指示通り施工すること。	
2. 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧	き損のおそれの有る場合は指示通り復旧すること。	
3. 汚濁物の水路への流入防止	汚濁物の有る場合は流入防止の施設を設置し、汚水は浄化すること。	
4. 土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置	一時決済をすること。	
5. 隣接地に用排水路が有る場合	宅地造成の際、土砂の流入防止を計り、かつ、現断面を保持し、通水に支障なき様な施設(護岸コンクリート又は石積工事等)を施工すること。	
6.		

上記のとおり了解する。

転用組合員

(印)

転用関係者

(印)